

(案)

「大阪市発達障がい者支援指針」(素案)にかかる
パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

平成26年12月25日(木)～平成27年1月26日(月)

2 意見の募集方法

電子メール、ファックス、郵送等、持参

3 実施結果の公表方法

大阪市ホームページ

市立心身障がい者リハビリテーションセンター

福祉局障がい者施策部障がい福祉課

各区保健福祉センター

大阪市サービスカウンター

市民情報プラザ

4 集計結果

(1) 意見の受付通数

6通(意見総数19件)

(2) 内訳

・受付方法別

電子メール	ファックス	郵送等	持参
5	1	0	0

・住所

大阪市内	大阪市外 (在学)	大阪市内 (在勤)
5	0	1

・性別

男性	女性
3	3

・年齢別

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
0	1	1	2	1	1	0

・区分

当事者	家族	支援者	その他
3	3	1	0

5 ご意見の要旨と本市の考え方

この度は、「大阪市発達障がい者支援指針」(素案)に対して、多数のご意見をいただきありがとうございました。

なお、個別のご意見に対する本市の考え方につきましては、別紙のとおりです。

「大阪市発達障がい者支援指針」(素案)に対する
パブリックコメントに寄せられた意見の要旨と本市の考え方 (案)

2 学齢期の支援の充実

NO	意見の要旨	本市の考え方
1	発達障がいの子を持つ親として、教師の理解に差があり、又学校のレベルや自分(教師)の評価を上げることが優先されていると感じる。	教育センターでは、平成25年度より教職員一人一人が発達障がいの理解を進めるために、学校園に出向いて行う基礎講座、専門領域の知識をさらに深める専門講座を実施し、全教職員が共通理解のもと教育実践ができるよう取り組んでおります。今後も、より適切な支援・指導ができる人材の育成を図るため、研修の充実を図ってまいります。
2	支援学校へ行く程でもない発達障がい児は、学校内での居場所がなく不登校になる子が多く、支える親も体調を崩している。学校内での居場所をつくる支援が必要である。	発達障がいのある児童生徒への適切な指導・支援に向け、学校は保護者の方との連携を十分に図るとともに、校内における共通理解と支援体制の構築に努めております。 教育委員会としまして、引き続き、各校の実態把握に努め、関係局、関係機関と連携し、必要な支援を行ってまいります。
3	指針で、「障害者の権利に関する条約」等の観点から、インクルーシブ教育を理想とし、市の教育方針の根幹に「特別支援教育」を添えること。 具体的には、通常学級も含めた全生徒を特別支援教育の対象とすること。	本市では国に先駆けて「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を推進しております。特別支援教育は、通常の学級に在籍する児童生徒も含め、すべての障がいのある児童生徒を対象としております。障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶしくみである、インクルーシブ教育システムを構築・推進し、特別支援教育の充実を図ってまいります。
4	学校長が、発達障がいの知識が無い人でも補助員として採用している。 研修を受けたピアカウンセラーやペアレントメンター等の支援員が(学校に)関われるシステムを構築してほしい。	採用については、校長が人選・決定を行い、地域の方々や学生等、熱意のある方々が補助員として支援に携わっております。校長は、配置の趣旨を踏まえ、補助員に対して支援内容等を具体的に指示し、補助員自身が役割について明確に理解できるようにする必要があります。引き続き、各校への指導を徹底してまいります。

「大阪市発達障がい者支援指針」(素案)に対する
パブリックコメントに寄せられた意見の要旨と本市の考え方 (案)

2 学齢期の支援の充実

NO	意見の要旨	本市の考え方
5	<p>学校園に配付する啓発資料が活かされていない。HP等での公開、保護者の閲覧・貸し出しができる体制を整えること。</p>	<p>教育委員会では、各種の特別支援教育関係資料を学校園に配付するとともに、教職員へ情報を発信し、市民の方にもご覧いただけるようホームページ(大阪市情報教育ネットワーク「にぎわいねっと」)に掲載しております。今後とも各資料の活用がより進むよう取り組んでまいります。</p>
6	<p>「大人の発達障がい」が話題になっていることから、早期発見だけでなく、学齢期や成人期における発見の機会の充実も重要。高校や大学等の進路指導課と行政とが連携した支援により、就職のミスマッチを減らす仕組みづくりが必要。</p>	<p>今後とも、発達障がいに対する正しい理解と適切な支援の普及に努めてまいります。 また、「大阪市障がい者就業・生活支援センター」で障がいのある方の就労支援を行っており、学校卒業後の進路相談も含め学校からのご相談にも応じておりますが、教育機関との連携強化にも引き続き取り組んでまいります。</p>
7	<p>発達障がいの児童、生徒が特別支援学級に在籍すると、通常学級で過ごすことがほとんどでも通常学級の在籍人数にカウントされず40人を超える学級になっている現実がある。学級の人数にカウントし、学級環境を改善されるようにしてほしい。</p>	<p>小・中学校では「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定により、通常学級と特別支援学級はそれぞれ別々に学級編制を行うこととされており、特別支援学級に在籍する児童生徒は通常学級の編制には含めておりません。 今後とも学校教育の充実を図るため、国や大阪府教育委員会の動向を引き続き注視し、適切に対処してまいります。</p>
8	<p>ユニバーサルデザインの教育は、発達障がいの子どもだけではなくすべての子どもに有効であり、推進することを願う。</p>	<p>特別支援教育の充実に向け、指示・発問や教室環境等、教育活動の中で、障がいの有無・程度等に関わらず、すべての児童生徒に分りやすいユニバーサルデザインを取り入れた指導・支援に努めてまいります。</p>

「大阪市発達障がい者支援指針」(素案)に対する
パブリックコメントに寄せられた意見の要旨と本市の考え方 (案)

3 成人期の支援の充実

NO	意見の要旨	本市の考え方
9	エルムおおさかの陣容、就業支援コーディネーターの拡充を明記してほしい。	発達障がい者支援センター(エルムおおさか)、発達障がい者就業支援コーディネーターは、発達障がいのある方の専門的な支援機関・支援者として、関係機関と連携して、発達障がいのある方の相談支援を行っています。 発達障がいのある方が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、引き続き地域の関係機関への啓発・研修・機関支援を行うとともに、発達障がい者支援センター、発達障がい者就業支援コーディネーターについても必要な体制の充実に取り組んでまいります。
10	発達障がい者就業支援コーディネーターを2名配置しているが、大阪市全体としては数が少なすぎるのではないかと。 また、エルムおおさか(発達障がい者支援センター)も予約制で相談に乗ってもらうまで時間がかかる。	
11	障がい者就労をした場合賃金が低く親がなくなった時の生活が不安。 また、アルバイトやパートの仕事が多く、ひとりで暮らすには厳しい部分もあり、グループホームの充実なども指針に盛り込んでほしい。	

4 家族に対する支援の充実

NO	意見の要旨	本市の考え方
12	各区に担当部局を設置し、講座を受けられペアレント・メンターとして活躍したい人材を派遣できる支援要請のシステム構築を整えてほしい。	現在4区においてペアレント・メンター(ピア・カウンセリング)事業を実施しており、その実施状況を踏まえ課題整理を行うとともに、大阪府と連携しながら取り組んでまいります。
13	ペアレント・メンター事業を全区で実施してほしい。	
14	ペアレント・メンター事業を全区で実施してほしい。 市独自の講習・研修を早急に行なってほしい。	

「大阪市発達障がい者支援指針」(素案)に対する
パブリックコメントに寄せられた意見の要旨と本市の考え方 (案)

5 地域の相談支援の充実

NO	意見の要旨	本市の考え方
(再掲) 9	エルムおおさかの陣容、就業支援コーディネーターの拡充を明記してほしい。	発達障がい者支援センター(エルムおおさか)、発達障がい者就業支援コーディネーターは、発達障がいのある方の専門的な支援機関・支援者として、関係機関と連携して、発達障がいのある方の相談支援を行っています。
(再掲) 10	発達障がい者就業支援コーディネーターを2名配置しているが、大阪市全体としては数が少なすぎるのではないかと。また、エルムおおさか(発達障がい者支援センター)も予約制で相談に乗ってもらうまで時間がかかる。	発達障がいのある方が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、引き続き地域の関係機関への啓発・研修・機関支援を行うとともに、発達障がい者支援センター、発達障がい者就業支援コーディネーターについても必要な体制の充実に取り組んでまいります。
15	エルムおおさかを相談支援のセンター機関として定め、各区においても担当部署を明確にし、各地域の自助会や親の会・当事者会等のサロン開催についても積極的に連携し支援の枠組みの一つとして明文化し、支援体制を構築する。	発達障がい者支援センター(エルムおおさか)は発達障がいのある方・ご家族等の相談支援機関として、各区保健福祉センター等との連携を一層進めてまいります。 また、親の会・当事者会のネットワーク会議への参加、講師派遣の支援等も引き続き行ってまいります。 こうした趣旨について、指針 第2章「5 地域の相談支援の充実」において、発達障がい者支援センター(エルムおおさか)の役割について記載しております。
16	ピア・カウンセラーやペアレント・メンター等の人材をエルムおおさかに登録し、区、学校、地域に派遣するシステムを構築する。	ご相談内容に応じて、各区障がい者相談支援センターを通じ、ピア・カウンセラーをご紹介します。 また、ペアレント・メンターについては、ご意見No.12～14に対する「本市の考え方」のとおりです。
17	二次障がいにより学校生活や社会生活への適応がさらに難しくならないよう、いずれの年齢においても、市・区役所の支援事業と医療との連携を構築し、発達障がいを持つ人を適切な医療機関へ誘導することが求められる。	各ライフステージごとに医療も含めた各分野の支援者の連携が進むよう、今後とも取り組んでまいります。

「大阪市発達障がい者支援指針」(素案)に対する
パブリックコメントに寄せられた意見の要旨と本市の考え方 (案)

6 支援の引継のための取組

NO	意見の要旨	本市の考え方
18	発達ノート、サポートブックの他に、特別支援教育の個別の指導計画も合わせて充実できるよう明文化する。	障がいのある児童生徒が就学・進学する際、引き続き適切な指導・必要な支援を受けられるよう、保護者の了解のもと、個別の教育支援計画や個別の指導計画を校種間で連携・引き継ぎできるよう、取組を進めてまいります。

7 市民への啓発

NO	意見の要旨	本市の考え方
19	特に雇用する側(企業等)に発達障がいに対する正しい理解を持っていただくよう啓発活動を行っていくことが重要。	発達障がい者就業支援コーディネーター、障がい者就業・生活支援センターを中心に、国、大阪府、関係機関と連携しながら今後とも企業等への啓発を進めてまいります。